

国土交通省道路局による内閣府未来技術社会実装事業と連携した 自動運転サービス導入支援事業 要領

1. 事業の概要

国土交通省は、少子高齢化の進展に伴い全国に中山間地域等で社会課題となりつつある、高齢者の生活の足や物流の移送の確保等のために、自動運転サービスの導入を支援しています。

本事業は、内閣府地方創生推進事務局が実施する未来技術社会実装事業（以下、「社会実装事業」という。）における各府省の支援の取り組みの一つとして、国土交通省が実施するものです。国土交通省は内閣府社会実装事業に採択された事業のうち、3.要件に合致する事業について、提案に係る実装を見据えた計画立案等を支援します。

なお、各種募集手続き等については、社会実装事業の募集要領に沿っています。

2. 申請対象者

市町村

- 〔 ※中山間地域や人口30万人程度以下の規模の市町村が望ましい。
※都道府県が申請する場合には、導入を予定する市町村と調整が図られていること。〕

3. 要件

地方公共団体より申請され、内閣府により採択された社会実装事業のうち、課題解決内容等以下の要件を満たすものを本支援の対象とします。

- ① 社会実装事業への提案前に国土交通省地方整備局等に事前相談をしていること
- ② 次の課題解決のために自動運転サービスを行うものであること
 - ・ 高齢者や児童など交通弱者の生活の足の確保
 - ・ 農産物などの物流の確保
 - ・ 観光地における観光客の移動など地域活性化の推進
- ③ 自動運転サービスの導入が地方公共団体の計画へ位置づけられていること、又は社会実装事業採択までに位置づけられる予定であること。

4. 申請までの流れ

支援を希望する地方自治体は、以下の流れに沿って申請ください。

- ・ 「6. 事前相談時の整理事項」を相談時の整理事項の目安として、相談窓口(別表1)に事前相談を実施

※本事業の受付期間を令和2年4月1日～令和2年5月15日としておりますが、社会実装事業の申請に先立ち、余裕を持って事前相談ください

- ↓
- ・ 事前相談時の内容等を踏まえ社会実装事業へ申請(令和2年5月18日〆切り)
 ※社会実装事業の申請手続きは社会実装事業要領(※1)をご覧ください
- ↓
- ・ 社会実装事業の要領に基づき、各種手続きの実施
- ↓
- ・ 社会実装事業の採択がなされた場合、検討体制に国土交通省地方整備局等が参画し実装を見据えた計画策定等を支援

5. 支援内容

国土交通省地方整備局等において、以下の事項等自動運転サービス導入に向けた検討等を支援します。

- 社会実装事業における自動運転サービスに係る実装を見据えた計画立案(例えば、目的の明確化、ルートの検討、サービスを持続可能にするためのビジネスモデル等)
- 自動運転サービスの実証実験への技術的支援(道路空間に係る技術的課題や実装に向けた課題整理等)

6. 事前相談時の整理事項

事前相談にあたっては、円滑な課題整理、検討の方向性の確認等に向け、地域課題や導入を想定するサービス内容など、別表2に示す事項等を踏まえ相談事項を整理ください。なお、社会実装事業への申請予定書類等も活用可能ですが、本事業の申請要件に係る部分については明記願います。

7. 社会実装に向けて

社会実装事業及び本支援事業による計画具体化後、地域の準備が整った段階で実証実験、実装段階における関係省庁による総合的な支援も想定しています。実装を見据えた計画検討・実施、地域への自動運転サービスの本格導入への一連の取組みについて、内閣府地方創生推進事務局と連携し支援を実施していきます。

※1：内閣府地方創生推進事務局「未来技術社会実装事業」募集要領

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/kinmirai/pdf/mirai-boshuyouryouR02.pdf>

別表 1 : 事前相談連絡窓口

相談先	住所	担当	tel
北海道開発局	〒060-8511 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 第 1 合同庁舎	道路計画課	011-709-2311 (代表)
東北地方整備局	〒980-8602 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟	交通対策課	022-225-2171 (代表)
関東地方整備局	〒330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	道路計画 第二課	048-601-3151 (代表)
北陸地方整備局	〒950-8801 新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1 号館	地域道路課	025-280-8880 (代表)
中部地方整備局	〒460-8514 名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号三 の丸庁舎	計画調整課	052-953-8171 (課直通)
近畿地方整備局	〒540-8586 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館	交通対策課	06-6942-1141 (代表)
中国地方整備局	〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	交通対策課	082-221-9231 (代表)
四国地方整備局	〒760-8554 高松市サンポート 3 番 33 号	道路計画課	087-851-8061 (代表)
九州地方整備局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 7 号 福岡第二合同庁舎	交通対策課	092-471-6331 (代表)
内閣府 沖縄総合事務局	〒900-0006 那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	道路建設課	098-866-0031 (代表)

別表 2 : 事前相談事項

項目	整理事項
① 地域の課題	○自動運転サービスを通じて解決を図る地域の課題について ・生活の足の確保(買物・病院、公共サービス等) ・物流の確保(宅配便・農産物の集出荷等) ・地域の活性化(観光・働く場の創造等)等
② 将来のサービス内容	○地域課題に対応した将来のサービス内容の案について ・道の駅等の地域の拠点を核とした自動運転車両の活用方法など具体的なサービスイメージ ・自動運転サービスの運営方法、運営主体などの想定される将来のビジネスモデル ・想定している社会実装に向けたロードマップ
③ 協力体制および計画への位置づけ	○実証実験において連携が見込まれる関係機関や社会実装に向けての地域の協力体制について ・道路管理者、警察、公共交通事業者、物流事業者、農林商工関係者、地域住民団体 等 ○自治体の構想、計画への位置づけ状況(令和2年7月までの予定、見込みを含む)